

2026 年度

東 京 都 立 大 学
大 学 院
システムデザイン研究科
システムデザイン専攻

「東京グローバルパートナー奨学金プログラム」
外 国 人 留 学 生 特 別 選 抜
学 生 募 集 要 項
＜ 4 月 入 学 ＞



**TOKYO METROPOLITAN
UNIVERSITY**

＜東京グローバルパートナー奨学金プログラム外国人留学生特別選抜について＞

東京都設立の公立大学法人が運営する東京都立大学の大学院において、東京グローバルパートナー奨学金プログラム外国人留学生特別選抜により、優秀な留学生を募集します。

本特別選抜により入学を許可された留学生に対しては、学業・研究に専念できるよう、授業料等不徴収や奨学金給付等の生活支援を実施します。なお、本事業は 2026 年度東京都歳入歳出予算が 2026 年 3 月 31 日までに成立することを前提としております。

記

1 募集人員

システムデザイン研究科システムデザイン専攻

(1) 博士前期課程

若干名

(2) 博士後期課程

若干名

2 出願資格

以下の各号の条件をすべて満たす者とします。

なお、出願する場合は、あらかじめ指定する審査書類を提出し、本研究科からの出願許可を得なければなりません。出願する前に、希望指導教員まで申し出てください。（詳細は以下「3 予備審査」を参照してください。）

- (1) 博士後期課程については、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者（見込みの者を含む）。又は、研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において 24 歳に達している者。

博士前期課程については、学校教育における 16 年の課程を修了した者又は学士の学位を得た者（見込みの者を含む）。又は、研究科において、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時において 22 歳に達している者。

- (2) 次のアからウのいずれかに該当する者

ア 出願時において、アジア諸地域^(注1)又は東京都の姉妹友好都市等^(注2)に、主たるキャンパス、研究所、事務所等が所在する大学等研究機関、政府機関若しくは地方行政機関（以下「機関」という。）若しくは企業等に在籍する者又は機関の教育課程を卒業若しくは修了後 1 年以内の者

イ 出願時において、別紙 1 の協定校リスト^(注3)に記載の協定校に在籍する者又は協定校の課程を卒業若しくは修了後 1 年以内の者

ウ 出願時において、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管難民法」という。）別表第一の四に定める留学の在留資格により日本国内大学の修士課程（本学の博士前期課程に相当する課程）に在籍する者

- (3) 機関、協定校及び日本国内大学の課程に在籍する者にあつては、出願時において在籍する課程の学業成績、それ以外の者にあつては、最終学歴の学業成績が、以下の換算表及び計算式により算出した値が 2.30 以上かつ奨学金支給期間中に在籍する課程においてもこれを維持する見込みがある者

<換算表>

区分	成績評価				
4段階評価		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価 ポイント	3	3	2	1	0

<計算式>

{(「評価ポイント3の単位数」×3) + (「評価ポイント2の単位数」×2) + (「評価ポイント1の単位数」×1) + (「評価ポイント0の単位数」×0)} ÷ (総登録単位数)}

- 履修した授業について単位制をとらない場合は、単位数を科目数に置き換えて算出すること。
- 編入学している場合は、編入学後の単位数を対象とすること。ただし、編入学前の成績評価（現大学の直前に在籍していた学校における成績）についても同様に学業成績係数を算出すること。
- 上表の成績評価にない評価（例えば、「認定」、「合格」など）は対象としないこと
- 学業成績係数に端数が出る場合は、小数点第3位以下を切り捨てること。

(4) 日本語又は英語の能力を有する者として、次のいずれかの条件を満たす者

- ア 本学の博士前期課程及び博士後期課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベルN2以上に合格している者
- イ 日本の大学院修士課程、博士前期課程若しくは博士後期課程への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者又は見込みの者
- ウ 受入れを行う研究科において、ア又はイ相当の日本語能力を有していると認められた者
- エ 本学の博士前期課程及び博士後期課程への入学時点で、英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）のB2相当以上の資格又は検定試験のスコアを有している者
- オ 日本の大学院修士課程、博士前期課程若しくは博士後期課程への入学資格を満たす教育課程を英語を主要言語として修了した者又は見込みの者
- カ 受入れを行う各研究科において、エ又はオ相当の英語能力を有していると認められた者

(5) 課程修了までに、基本的な日本語の理解や日常会話の理解が可能な水準まで習得を目指す意欲がある者

- (6) 課程修了後（博士前期課程の修了後に日本又は海外の大学等の博士後期課程への進学を希望する場合はその修了後）、次のいずれかに就職する意志がある者。
- ア 東京に本社又は支社がある企業（勤務地は日本国内外を問わない。）
- イ 日本又は海外の大学等研究機関
- ウ 日本若しくは海外の政府機関又は地方行政機関（これに準ずる公的機関を含む。）
- (7) 課程修了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京ひいては世界の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と諸外国若しくは地域との相互理解又は友好親善関係の推進に寄与する意志がある者
- (8) 渡日前に在外公館等で留学の査証を新規取得し、新規に取得した留学の在留資格で入国すること。ただし、「出願資格」第2号アまたはイに該当し合格時に「留学」の在留資格で日本に在留している者及び「出願資格」第2号ウに該当する者を除く。なお、本事業に応募した者が、例外的に、合格時に「留学」以外の在留資格で日本に在留していた場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更する必要がある。
- (9) 心身ともに大学における学業に支障がない者
- (10) 次のいずれにも該当しない者。ただし、合格後に次のアからエのいずれかに該当することが判明した場合は、入学後、奨学金等の支援を原則として実施しない。
- ア 出願時に日本国籍を有する者、出入国管理に関する特別永住者、入管難民法による永住の許可を受けている者
- イ 現役軍人又は軍属の資格を有する者
- ウ 入学時に、他機関から奨学金、研究費等を受給する者
- エ 博士前期課程にあつては、博士前期課程の教育を、博士後期課程にあつては、博士後期課程の教育を過去に日本政府奨学金留学生として、本学又は国内他大学で受けたことがある者

（注1）

アジア諸地域 次の東アジア、東南アジア及び南アジアの国及び地域をいう。

インド、インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、モルディブ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国、台湾

（注2）

東京都の姉妹友好都市等 次の東京都の姉妹友好都市、アジア大都市ネットワーク 21 会員都市、その他東京都が都市外交を展開する海外主要都市をいう。

<姉妹友好都市>

ニューヨーク市、北京市、パリ市、ニュー・サウス・ウェールズ州、ソウル特別市、ジャカルタ特別市、サンパウロ州、カイロ県、モスクワ市、ベルリン市、ローマ市、ロンドン市

<アジア大都市ネットワーク 21 会員都市>

バンコク都、デリー準州、ハノイ市、ジャカルタ特別市（首都特別州）、クアラルンプール、

マニラ市、ソウル特別市、シンガポール共和国、台北市、トムスク州、ウランバートル市、ヤンゴン市

(注3)

在籍又は課程を卒業若しくは修了した大学が協定校リストに無い場合、最新の協定校情報について出願書類の提出先に事前に問い合わせること。

3 予備審査

出願しようとする者は、事前に所定の予備審査を受けて、出願の許可を得なければなりません。成績証明書、日本語又は英語の能力を証明する書類（JLPT のレベル N2 以上又は CEFR の B2 相当以上の資格）、申請書（様式 1－1）、推薦調書（様式 2）、卒業・修士論文の概要（2 ページ以内）、発表一覧（学会論文を含む）を、希望指導教員の許可を得た上で、2025 年 10 月 10 日(金)までに電子メールにて希望指導教員へ提出してください。

教員のメールアドレスは、システムデザイン研究科ホームページの「研究・教員紹介」ページ (<https://www.sd.tmu.ac.jp/>) を参照してください。

その他の問い合わせは、admission-sd@jmj.tmu.ac.jp へ連絡してください。

4 出願受付方法及び期間

出願書類の原本は郵送し、写しを電子メール（admission-sd@jmj.tmu.ac.jp）で提出してください。

(1) 出願受付期間

2025 年 10 月 27 日（月）から 2025 年 10 月 29 日（水）まで（必着）

※10 月 27 日以前に到着した場合も受け付けます。

(2) 出願書類送付先 東京都立大学日野キャンパス管理部学務課入試担当

〒191-0065 東京都日野市旭が丘 6 丁目 6 番地

(3) 出願書類

出願書類は、日本語又は英語で明瞭に記入すること。PC での入力が可能ですが、署名は自筆とすること。

	注 意 事 項
A 志願票	・本研究科指定の様式に、日本語又は英語で必要事項を記入すること。 ・写真（縦 4 cm×横 3 cm）は、出願前 3 か月以内に撮影した正面・無帽（宗教上又は医学上の理由がある場合を除く）、上半身のものを指定欄に貼ること。
B 卒業（見込）又は 修了（見込）証明書	・出身（所属先）大学の学長が作成したもの。 ・最終学歴の証明書を提出すること。
C 成績証明書	・出身（所属先）大学の学長が作成したもの。 ・学部 1 年生のものから直近まで提出すること。

D 申請書（様式１－１）	・様式１－１により、日本語又は英語で作成すること。
E 専攻分野及び研究計画（様式１－２）	・様式１－２により、日本語又は英語で作成すること。
F 推薦調書（様式２）	・出身（所属先）大学の学長、指導教授又は勤務先の所属長が作成したもの。 ・様式２により、日本語又は英語で作成すること。
G 将来のキャリアプランと東京都立大学及び東京都への貢献について（様式３）	・様式３により、日本語又は英語で作成すること。
H 誓約書（様式４）	・様式４により作成すること。
I 健康診断書（様式５）	・様式５により作成すること。 ただし、出願資格（２）ウに該当するものは提出を免除する。
J 住宅紹介調書（様式６）	・様式６により作成すること。
K パスポートの写し	・表紙及び氏名と国籍が分かるページの写しを提出すること。
L 証明書用写真	・縦４cm×横３cm、出願前３か月以内に撮影した正面・無帽（宗教上又は医学上の理由がある場合を除く）、上半身の写真１枚
M 在籍証明書	・在籍する大学等研究機関又は政府機関・地方行政機関等の学長又は勤務先の所属長が作成したものを提出すること。ただし、東京都立大学に在籍する者又は推薦調書（様式２）の作成者が現在の所属機関である場合には、在籍証明書は不要とする。
N 研究上の技術情報に関する誓約書（様式７）	・様式７により、日本語又は英語で作成すること。

５ 入学者選考方法

口述試験の結果及び提出書類の内容を総合判定して、合格者を決定します。

- （１）選考期日 2025 年 11 月 10 日（月）から 2025 年 12 月 5 日（金）までの間で本研究科が指定する日
- （２）試験会場 本研究科が指定する場所
- （３）試験科目 口述を中心とした専門科目の試験を課します。試験時間等は別途通知します。

６ 合格発表

日時 2025 年 12 月 24 日（水）（合格通知書発送予定日）

出願者全員に郵送で結果を通知します（志願票の住所あてに郵送します。）。

7 入学手続等

合格者へ別途お知らせします。

8 入学時期

2026 年 4 月 1 日

9 支援内容

出願者からは入学考査料を不徴収とします。

また、入学手続が完了した者に対して、以下の支援を行います。

(1) 入学料

不徴収とします。

(2) 授業料

博士前期課程入学者はその標準修業年限（2 年間）、博士後期課程入学者はその標準修業年限（3 年間）の授業料を不徴収とします。

(3) 奨学金

月額 15 万円の奨学金を給付します。給付期間は、2026 年 4 月から、博士前期課程入学者はその標準修業年限（2 年間）、博士後期課程入学者はその標準修業年限（3 年間）の間とします。

(4) 渡航費

留学生の居住地最寄りの国際空港から成田空港又は羽田空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。また、留学生が学位を取得し帰国する際には、成田空港又は羽田空港から留学生居住地最寄りの国際空港までの片道航空券（エコノミークラス）を支給します。なお、成田空港又は羽田空港から各キャンパスまで及び各キャンパスから成田空港又は羽田空港までの交通費は学生負担とします。

※標準修業年限を超えて学位を取得した場合、退学（標準修業年限内に課程修了に必要な単位を取得し退学する場合を除く。）した場合及び奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し一時帰国する場合等に伴う帰国の運賃は給付しません。

(5) 住宅

希望者に対しては、協力会社が住居紹介・契約手続きの支援を行います。住宅紹介調書は希望の有無に関わらず、全出願者、提出が必要となります。

※賃料、食費等は自己負担です。

※国際学生宿舎は単身者用のみになります。家族用の物件の紹介はできません。また、家族を呼び寄せる場合、呼び寄せのための手続きはご自身で行う必要があります。

※住居紹介は、希望する条件に一致する住居を紹介することをお約束するものではありませんのでご注意ください。

(6) 留意事項

奨学金は入学月から支給が開始されますが、ビザ手続き等で入国が一カ月以上遅れた場合、奨学金は入国月から支給対象となり、前月分までの奨学金が遡及して支給されることはありません。また、口座登録完了時期等により支給が遅延する場合があります。

次の場合には奨学金等の支援を原則として打ち切ります。

- ・申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ・学長への誓約事項に違反したとき。
- ・本学において、退学等の懲戒処分を受けたとき、又は除籍になったとき。
- ・学業成績等不良や休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ・本学を退学（標準修業年限内に課程修了に必要な単位を取得し、退学する場合を除く。）したとき、又は他の大学院に転学したとき。
- ・入管難民法別表第一の四に定める留学の在留資格を喪失したとき、又は他の在留資格に変更したとき。
- ・他の奨学金等の経済的支援制度に申請したとき。ただし、本事業の支援内容と重複のない研究費等への申請及び、課程修了後に受給を開始する奨学金等への申請についてはこの限りでない。
- ・健康上の理由により、留学を継続し難いと認められるとき。
- ・「出願資格」第10号アからエに該当することが判明したとき。

10 課程修了後の責務について

留学生は、留学期間終了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京ひいては世界の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と諸外国・地域との相互理解・友好親善関係の推進に寄与するよう努めなければなりません。

11 注意事項

- ・入学許可後であっても、受験中あるいは事前申請・出願手続に不正があったと認められた場合には、入学の許可を取り消します。
- ・提出された出願書類はいかなる事情があっても返却しません。
- ・東京都立大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「東京公立大学法人安全保障輸出管理規程」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から外国人留学生の受入に際し、厳格な審査を行っています。規制されている事項に該当する場合は、入学が許可できない場合や希望する研究活動に制限がかかる場合がありますので、注意してください。なお、詳細については、以下の本学安全保障輸出管理のホームページを参照してください。

<https://www.tmu.ac.jp/cooperation/compliance/exportcontrol.html>

発行

東京都公立大学法人

東京都立大学日野キャンパス管理部学務課入試担当

〒191-0065 東京都日野市旭が丘 6-6

電話番号：042-585-8623

メールアドレス：admission-sd@jmj.tmu.ac.jp

※東京都立大学ホームページ <https://www.tmu.ac.jp/>

※システムデザイン研究科ホームページ <https://www.sd.tmu.ac.jp/>